

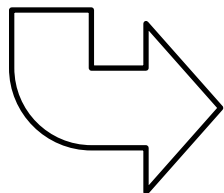
# 民間タクシーを活用した地域の足確保 実証運行事業の実施について

H29.5.17ときがわ町地域公共交通活性化協議会分科会資料

※資料中の赤文字は、分科会の結果による修正

# 1、民間タクシーを活用した地域の足確保実証運行事業とは

1. 路線バスでは対応が難しい町内横移動需要への対応
2. 路線バスバス停まで半径500mを超える交通不便地域への対応
3. 免許返納者への対応(参考:H28年中ときがわ町住民免許返納者26名)
4. OD調査の結果路線バス利用率の極端に低い地域の代替え手段
5. 明覚駅に配車されているタクシー撤退の防止
6. その他



町が抱える公共交通の課題の解決策として、タクシー活用の有効性を確認する。

## 【確認する事項】

1. 町民の移動需要(いつ、どこに、だれが、どのくらい)
2. サービス量(何人乗りの車両が何台必要なのか)
3. 運行方式(一般乗用、一般乗合どちらが需要に合うのか)
4. 個人負担額の適正性(受益者負担と税負担バランスなど)
5. 財政負担(税金からの負担が可能な範囲か)
6. 現行デマンドバスエリアへ適用可能か
7. その他

## 2、民間タクシーを活用した地域の足確保実証運行事業実施概要(案)

1. 実施主体：ときがわ町
2. 運行事業者：越生タクシー(一般乗用旅客自動車運送事業者)
3. 運行車両：明覚駅に配車されるタクシー車両(セダン型) 1台
4. 運行区域：玉川小学校区、明覚小学校区 ※別紙参照
5. 利用対象者：ときがわ町に住所を有する者
6. 実証実験期間：3ヶ月
7. 実証運行方法：東松山市、川島町、小川町の運行を参考とする
8. 本運行判断：実証運行のデータをもとに、本運行をどのように実施するか検討
9. 愛称「(仮称)お出かけタクシー」

※愛称について、分科会の承認済み。協議会の承認後(仮称)をとる。

### 【東松山方式(一般乗用旅客自動車運送事業運賃補助方式)により実施する理由】

一般乗合旅客自動車運送事業(乗合タクシー)方式で実施するためには、予約受付システムの選定・導入、運輸局への許認可申請等が必要となる。

3ヶ月という実証実験期間であることから、町、運行事業者ともに負担が少ない一般乗用旅客自動車運送事業を採用する。

## (仮称)お出かけタクシー実証実験

“(仮称)お出かけタクシー“は、事前に登録をすれば、自宅などから町内の行きたい場所(運行区域内に限る)へ行くことができる、路線バスバス停から離れた地域にお住まいの方、車の運転ができない方、高齢のため運転免許証の返納を考えている方、自家用車から公共交通への転換を考えている方など、交通弱者の移動を支援する交通サービスです。

### 1、利用できるのは(利用対象者)

- ときがわ町に住所を有する方
- 中学生以下の利用には保護者の同乗が必要(町長が特別に認める場合を除く)

※小学生の下校

### 2、(仮称)お出かけタクシーを利用するには、事前に利用登録が必要です。

- 申請用紙(家族単位)に必要事項を記入し、企画財政課、行政サービスコーナー、FAXにて提出
- 後日、登録者証(個人単位)を自宅へ郵送
- 実証実験参加者を増やすため、タクシー車内での仮受付を検討
- 実証実験の分析を行うために、居住地、性別、年齢などの属性情報が必要なため利用登録が必要

#### 【前提条件】

- ・実証実験に使用する車両は(仮称)お出かけタクシー実証実験専用車両としない。
- ・一般的なタクシー運行を行う中で、利用対象者が利用した際の料金支払い方法が変わるものである。

# (仮称)お出かけタクシー実証実験

## 3、利用料金(1台)

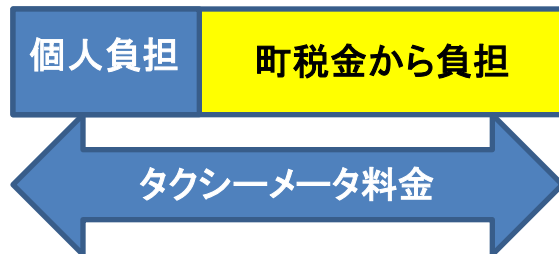
- 利用者は(仮)お出かけタクシーの1回の乗車につき下表の料金を運行事業者に支払う。
- 利用登録者が1名いれば、利用登録をしていない方(家族、友人等)も同乗可能。
- キャンセル料 500円 ※車両発車後のキャンセル

タクシーメーター	通常料金	運転免許返納者	障害手帳を所有	路線バスへの乗継
~2,000円	500円	<del>450円</del>	450円	<del>300円</del>
2,001円~3,000円	1,000円	900円	<del>900円</del>	800円
3,001円~	1,500円	<del>1,350円</del>	1,350円	<del>1,300円</del>

迎車料金を含めた料金

運転免許返納後  
〇〇年以内といった  
制限はない

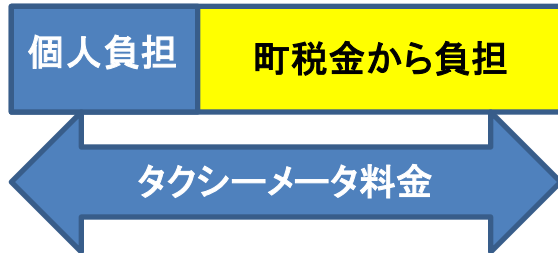
路線バス定期券を持つものが、バス停で乗降する場合



- 町税金負担分を1ヶ月単位でまとめて事業者へ支払う
- 運行事業者は1ヶ月ごとに運行実績を町へ報告する

デマンドバス等の乗合型の利用料金は1人当たりの料金ですが、タクシー型の運行のため乗車人数に関係なく1回(片道)の運行当たりの料金となります。

### 3-1、町負担分の支払い方法



- 町税金負担分を1ヶ月単位でまとめて事業者へ支払う
- 運行事業者は1ヶ月ごとに運行実績を町へ報告する



1ヶ月間は本来の運賃収入が入らないため  
その間は乗務員、又はタクシー事業者が立て替えることになる  
(請求から振り込みまでの時間も要するため実際には1ヶ月以上)



振込み周期を月2回等短くすることが必要か？  
デメリット：実績報告など事務手間が増える  
参考：路線バスは年2回の振込

# (仮称)お出かけタクシー実証実験

## 4、運行区域

玉川小学校区		明覚小学校区	
大字田黒	全域	大字番匠	全域
大字玉川	全域	大字馬場	全域
大字五明	全域	大字本郷	全域
大字日影	全域	大字関堀	全域
		大字瀬戸元下	全域
		大字瀬戸元上	全域
		大字桃木	全域
		大字田中	全域
		大字別所	全域
		大字大附	全域
		大字西平	一部

- ときがわ町外への利用は通常のタクシー料金となる。
- 県道大野・東松山線西側区域界を越瀬橋とすることから大字西平の一部が含まれる。

# (仮称)お出かけタクシー実証実験

## 5、運行時間・利用受付

【運行時間】 午前**8時30分** ~午後**10時45分**

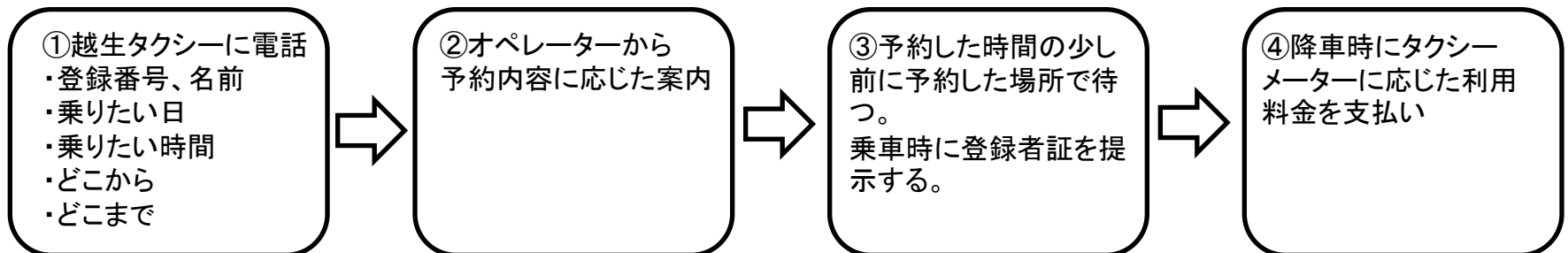
【運休日】 日、祝、**12月29日** ~**1月3日**

【受付方法】 越生タクシーに直接電話で申し込みをおこなう。

**049-292-8181**

【利用受付】 午前**8時30分** ~午後**10時45分**  
**利用の前日**から予約可能

### 【利用の流れ】



## (仮称)お出かけタクシー実証実験

### 6、乗り合わせ利用の促進

- 1回の運行は、1乗車場所に対し1降車場所を原則とする。
- 途中下車、待機はできない。(例:途中スーパーに立ち寄ってから公民館へなど)

ただし、乗車場所又は降車場所を同一にする任意のグループが乗り合わせで利用は可とする。

例:高齢者サロンに参加するしたA, B, C宅を回って集会所へ向かうがそれぞれの自宅を経由して帰宅など

#### 【乗り合わせ利用の条件】

- 乗り合わせの調整は個人間で行う。
- グループの代表者がタクシーの予約を行なう。
- 利用料の分担方法について、町、事業者は関知しない。





## (仮称)お出かけタクシー実証実験

### 7、その他条件

- 利用目的の制限は行わない
- 利用回数の制限は行わない
- 1日に複数回の利用が可能
- 途中下車はできない
- 車両を待機させることはできない
- 不特定多数の乗合はできない(グループによる乗り合わせを推進する。)

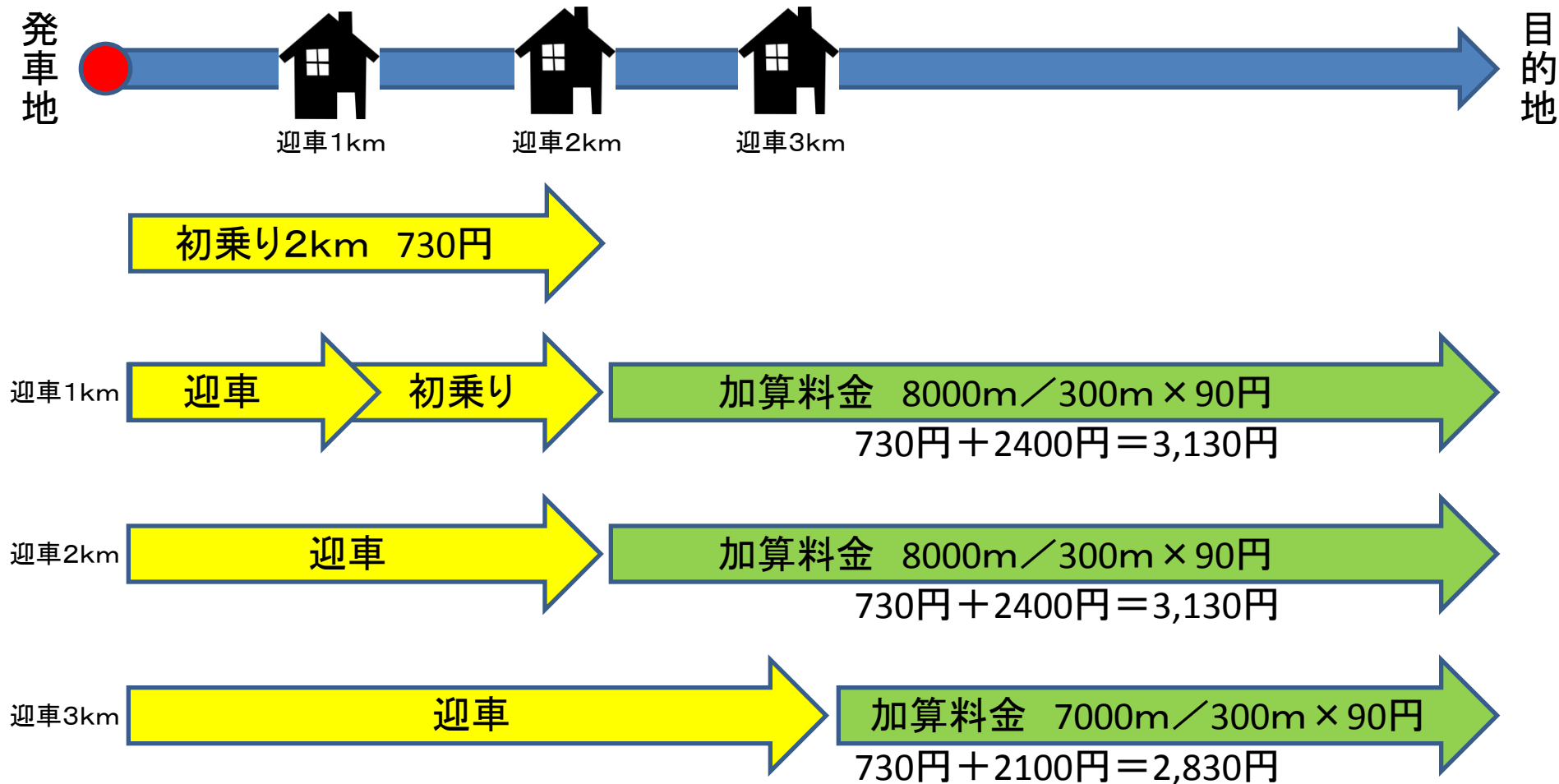
# (仮称)お出かけタクシー実証実験

## 8、スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
利用周知期間								
実証実験期間								
運行状況報告				▲	▲	▲		
アンケート期間								
分析期間								

# 参考資料：一般的なタクシーメーター料金の考え方

※発車地から目的地までの総距離を10kmと仮定



※走行距離をもとにした運賃額。実際には時間併用運賃となる。

※時間併用運賃：時速10km以下の走行時間につき1分50秒までごとに90円

## 課題: 平均売り上げの確保

現在: 10運行以下 ⇒ 平均2,000円として、約20,000円